

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (1月17日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
議案第3号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	9
議案第4号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	12
議案第5号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	13
諸般の報告	15
日程の追加	15
議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	15
日程の追加	17
議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	17
日程の追加	19
議案第3号～議案第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	19
日程の追加	21
議員派遣の件	22
閉会の宣告	23
署名議員	23

平成23年第1回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成23年1月17日

会期1日間

閉会 平成23年1月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
1月17日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第1号質疑、総務常任委員会付託 議案第2号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第3号～第5号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時35分	議案第1号総務常任委員会 (説明～採決)
			午前11時	議案第2号経済建設常任委員会 (説明～採決)
			午後2時	議案第3号～第5号予算審査特別委員会 (説明～採決)
本会議	午後4時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)		

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成23年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成23年1月17日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成23年1月17日 午前10時00分)

閉 会 (平成23年1月17日 午後3時42分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 産業振興課長 新 城 寛

副 村 長 宮 城 重 徳 シークワサー
振 興 室 長 宮 城 博 俊

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 建設環境課長 山 城 均

財 務 課 長 神 里 富 松 村史編纂室長 米 須 邦 雄

住民福祉課長 大 城 武 教育 長 平 良 宏

企画観光課長 島 袋 一 道 教育 課 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第1号	大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例	提案説明 質疑～付託
5	議案第2号	大宜味村下水道条例	提案説明 質疑～付託
6	議案第3号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 質疑～付託
7	議案第4号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明 質疑～付託
8	議案第5号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第1号	大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第2号	大宜味村下水道条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第3号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第4号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第5号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6		議員派遣の件	

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。ただいまから平成23年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 安里重和議員及び8番 具志堅朝秀議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

次に地方自治法第180条第2項の規定によって、塩屋埋立団地建築工事（1工区）及び塩屋埋立団地建築工事（2工区）の工事変更契約について、お手元に配りましたとおり専決処分の報告がありましたので報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） おはようございます。新年早々寒い中ですが、平成23年第1回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと会議が開かれることに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは提案をいたします。

議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年1月17日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業を継続的に取り組むため、当該基金設置の必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋一道企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋一道） 議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例について説明をいたします。

この基金は、経済対策地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業のこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野、対策分野、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する強化を図るための財源とするものでございます。

なお、交付金を基金の積み立ての財源とする場合の要件がありまして、基金積立金は2年以内に全額取り崩すこととなっておりますので、附則において平成25年3月31日をこの条例の失効期日としております。

具体的な事業としまして、先ほど述べました対象分野に係る地域の雇用拡大につながる事業として、村史編纂補助員、スクールカウンセラー、消費者問題解消相談員の人件費を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第2号 大宜味村下水道条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第2号 大宜味村下水道条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年1月17日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村の設置する下水道の管理及び使用の適正化を図るため条例の制定が必要であり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） それでは議案第2号 大宜味村下水道条例の補足説明をさせていただきますと思います。

本条例の詳細としましては、第1章の総則から第7章の罰則となっております。第1章総則としまして、趣旨、用語の定義等を定めており、第2章は排水設備の設置等と汚水と雨水の分流、排水設備の接続方法、内径等の規定、排水設備等の計画の申請方法から工事実施、検査確認設備の管理義務等を定めております。第3章につきましては公共下水道の使用についての諸届け出等、使用上の基準、適合しない場合の措置、使用料の徴収及び算定方法、汚水量の算定等も定めております。第4章では下水道施設内における行為の許可。また第5章では下水道敷の占用の取り扱い。第6章雑則につきましては、条例の施行に関し必要事項を規則で定めること。第7章では罰則規定を定めております。

本条例の中でも使用料の算定につきましては、下水道使用料対象経費である汚水に係る経費、維持管理費及び資本費は、下水道使用料で賄うが原則でございますが、塩屋処理区のような小規模処理区においては、汚水処理経費が高くなる傾向にあります。そういう状況の中で汚水処理経費のすべてを直ちに使用者に求めるのは非現実的であると考え、過大な料金設定とならぬよう県内の各市町村とのバランス、また簡易水道料金とのバランス、使用者の負担等を勘案した料金案の設定となっております。

なお、それらの説明資料を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 議案第2号についてお伺いいたします。

去年の12月20日塩屋小学校体育館と12月21日の改善センターにおいて、下水道料金設定の説明会が持たれたと思うんですが、その説明会時において、住民からどのような意見、あるいは要望、疑問等が出たのか、大まかで結構ですのでひとつお示し願いたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） 前田議員の御質疑に回答したいと思います。

条例の説明会につきましては、12月20日塩屋小学校体育館、12月21日改善センターにて行いました。両会場におきましてもほぼ同じような質問等ございましたが、塩屋小学校の体育館におきましては、初日ということで村としての処理対象区についての説明が不十分で、村全体への、住民全体への影響があるのかという不安等を招いた点がありまして、それに伴う不安を募るような質疑、意見等がございましたが、それにつきましては、対象区はあくまでも埋立地、結の浜における住民及びその結の浜に関する事業者等が対象となりますということを説明しましたら、その辺の疑問点は省かれました。やはり新しいまちづくりとともにスタートする事業に対しての不安が多いような状況がありまして、受益者等についての、制度についての説明もありましたが、受益となる範囲というんですか、そういうものに対し

ては敏感に反応しておりまして、居住しない住民、村民も対象になるのかという不安等もございました。それから本説明会におけるこれまでの経緯等の質問等もございまして、議会や区長会あたりの説明等はちゃんと行っておりますかというようなこともございました。それから直接的な料金の設定の、金額については県内のバランスとか、そういった水道料金との比較等々の説明に基づいて行いまして、直接的に疑問とか、意見というのは料金に対してのものはそんなに多くはなかったんじゃないかということを感じておりますが、あと既存の、現在生活しております浄化槽施設、そういったものとの比較等をまとめましたところ、その現在、生活している段階でのほぼ同等というか、そういう説明をしておりまして、それについての意見等ではございませんが、これまでの浄化槽の維持経費、管理に対する委託業者のまちまちな、そういった部分の料金設定をどうにか指導してほしいという要望もございましたが、料金については特に大きな意見はなかったということを感じております。それから私たちはどうしても財政計画の中での説明を通していきますと、どうしてもやはり特別会計ということで、一般会計からの繰り入れ等にも頼らざるを得ないところもございまして、そういうところでどうしても村財政への負担、そういったものについての不安等もございまして、今後、どうしても一般会計、村財政への圧迫を考えると下水道、その計画の下水の利用率を上げるということが一番ではないかと、優先ではないかということと結の浜の土地利用計画に基づく計画を優先的に進めて、利用率を上げて一般会計への繰り出しを少しでも減らしていただきたいという意見等もございました。またこの事業と似た事業がございまして、農林水産省の事業がございまして、大宜味村も農村ということで、どうしても環境保全という観点からやっぱり集合処理というんですか、こういう事業も進める必要があるべきではないかという意見もございました。そういったところで村全体的な計画はないのかというような意見もございました。全体の計画を進める中で地形的には方法としては単独の合併処理とか、そういったものの既存の、過去の基準に合った単独処理浄化槽を補助的なもので合併処理にかえるような制度も進めたほうがいいのではないかと、私たちにとってはありがたい意見等もございまして、とにかく全体的にやりますと、財政的な面からの意見を強く感じまして、どうしても早目の処理能力というんですか、利用率を上げて、結の浜全体で100%の利用率等に近づけるような方向でいくと村財政からの、一般会計からの繰り入れ等も少なくして健全経営につながるんじゃないかというような総体的な意見があったのではないかとということを感じました。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） ちょっと理解に苦しむところがあるので、確認の意味でお聞きしたいことがありまして、条例の第35条、これは不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処することができるというんですが、括弧書きで5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とするとありますが、例えばこれは基本料金が700円として、その700円を免れた場合は5倍というとならば3,500円ですよね。それでも5万円を取るとということなんですか、その辺をちょっと確認したいんですが、詳しいことをお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時17分）

○ 議長（金城 勇） 再開します。

- 議長（金城 勇） 建設環境課長。
- 建設環境課長（山城 均） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。
5万円を超えない場合、5万円以下という考え方で考えていただきたいと思います。基本金額700円の場合の5倍ということではなく、5万円という金額になるという考えをしております。
- 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第2号 大宜味村下水道条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第6 議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） 議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）
平成22年度大宜味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億249万8,000円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年1月17日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） 副村長。
(宮城重徳副村長 登壇)
- 副村長（宮城重徳） 議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を私のほうから御説明したいと思います。
今回の予算の補正は、国の緊急総合経済対策によるきめ細かな交付金、あるいは住民生活に光をそそぐ交付金、さらに情報通信技術地域人材育成活用事業、農地災害復旧事業関連で1億1,163万6,000円の増額補正となっております。
それでは主な款で御説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。
まず歳入の概要でございますが、13款国庫支出金1億937万9,000円の増となっております。そして国庫補助金として増となっております。緊急総合経済対策7,709万1,000円、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は3,228万8,000円の増となっております。
14款につきましては、県支出金225万7,000円の増となっております。これは主に農地災害復旧事業の

225万7,000円が含まれております。

続きまして歳出の概要を御説明します。2ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費1,218万3,000円の増でございますが、主に災害拠点施設整備1,000万円、地域ブロードバンド再構築の300万円の増となっております。

第4款衛生費3,950万円の増でございますが、これは診療所費2,500万円、それから簡易水道特別会計繰出金1,455万円の増となっております。

それから8款土木費1,353万5,000円の増でございますが、主に住宅管理費1,300万円の増となっております。

それから10款教育費926万6,000円の増でございますけれども、主に小学校費506万円、中学校費215万2,000円、保健体育費175万4,000円の増となっております。

それから11款災害復旧費312万6,000円の増となっておりますが、これは農林水産施設災害復旧費312万6,000円の増となっております。

それから3ページをお開きいただきたいと思いますが、13款諸支出金791万2,000円の増となっておりますが、これは住民生活に光をそそぐ基金791万2,000円の増となっております。

それから14款予備費900万8,000円の減でございますけれども、予備費で対応していきたいということでございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは6ページ、大宜味村ブランド育成事業に3,228万8,000円の補正予算の計上がございます。先ほどからございますように、その事業が国からの大変いい事業で、本村にとっては大変いいものだと思っておりますけれども、きょう朝いただいた地域通信、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金申請等の概要を見てみると、その中で大宜味村ブランド育成事業が3,228万8,000円計上されておまして、大宜味村ブランドの第6次の産業創出育成事業であるということでありまして、これはこの実施計画を見ますと、医療から地場産業までの大変多岐にわたる利活用となっておりますけれども、シークワサー振興室が持つという3,228万8,000円は実質的にはどういうものに活用されるのかどうか、そこら辺がちょっとわからないものですから、そこら辺の内容を説明していただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） ただいまの平良嗣男議員から質疑がありました件についてお答えしたいと思います。

今回の大宜味村ブランド育成事業は、総務省の予算で11月に新規についたものでありまして、ICT利活用大宜味村ブランド第6次産業創出育成事業ということで、ICTを利活用した生産から最終消費者までの産地直送販売を効率的に運営する第6次産業創出の流通システムを開発し、地域第1次産業の活性化を促す地域ICT人材育成プログラムを開発し、生産者のICT技術講習会を含め雇用機会の拡大を目指すということで、ちょっと前までありましたITというんですか、通信技術を生かした産業で

ありまして、これらの産業版というんですか、消費者と生産者を結ぶソフトを開発して身近なところでITを利用し、総務課が前に入れました光通信ファイバーとかを利用して消費者と生産者を結ぶソフトを開発したものを利用して取り組んでいくということでありまして。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の説明では、この3,228万8,000円の予算というのはソフト化をすると、そのプログラムをつくるためのものであるということなんですか、そこら辺がちょっと…、それだけのものなのかどうか。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） そうです。今の主な事業費として計画しているのがソフト開発と機器購入、計画のあれではソフト開発関係を含めて、2,500万円余り。それと機器購入に500万円余りを計画しております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 予算書7ページをお願いします。総務費一般管理費の中に委託料の中で災害拠点施設整備委託、工事請負費と計上されています。説明資料を見ると根路銘区の災害時避難場所の整備ということになっていますが、津波を含めて地震もそうなんです、どういう内容の整備事業になっているのか。また村の防災計画でありますけれども、まだその避難場所の整備などがきれいに整備されていない部落も多々あると思うんですが、これは根路銘の部分もそうなんですけれども、将来的にその事業を継続していく予定なのか、その辺を伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） ただいまの質疑にお答えいたしたいと思います。

今回、根路銘の災害拠点等整備ということで、12月議会で平良嗣男議員のほうからも一般質問がありましたが、そのまた根路銘区が今、災害の自主防災の組織、そういうのを今設立するために動いております。そういうことも含めて村のモデルになる地区にできればということを考えて、今回、その場所を選定してどれだけのものができるのかちょっとわからないんですが、委託費の100万円、あるいは工事費の900万円を計上しております。津波、また山崩れ、それも全部クリアできるということは考えておりません。今回、とりあえず津波に対応できるような施設、また住民の憩いの場となれるような施設にできればと考えております。これをモデル地区にするということですので、今後、財政等も含めて検討しながら、ほかの場所でもそういうのができるのかということも、防災の立場からして検討はしていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） モデル地区ということなんです、災害はいつ起こるかわかりませんので、モデル地区というよりは、財源の内訳を見てもやっぱりこれは補助対象で、一般財源から100万円だけの持ち出しということで、これぐらいの事業ができるわけですので、各字の区長を含めてそういう話し合いはなされていると思います。また津波小学校みたいに海の側、塩屋もそうなんですけれども、各小学校、子供たちの安心安全を守るためにもそういう整備が必要だと思いますので、この事業は毎年、全部のところというわけにはいかないはずですけども、緊急性が高いところから随時進めていくようお願いしたいと思いますので、村長のほうからその辺の意思を示していただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質疑にお答えいたしますが、御指摘のとおり、我々のところも非常に心配をしているところがございます、具体的に挙げた一番懸念しているのは津波小学校です。海のそばと合わせて、行く場所というのが非常に心配されるような状況だということも含めまして、これは12月議会の中で一般質問でもありましたけれども、そのときもお答えいたしましたように、ここを一つの拠点にして、あるいは各地域における組織ができて、それが運用できる状況が出てきたなど。それを一つのモデルとして、今、これは予算というのがつくれたということもありますけれども、12月も申しあげましたように、こういう地域をしっかりと調査した上で防災計画の中にきちっと位置づけをすることができたらと、そのためのこれから今後もそういったことをしっかりと取り組んでいきたいということで、予算をどうつくるかということでいろいろ財政との調整が大事になって、非常に必要になってきますので、そういう観点は、あるいは意識はしっかりと持っていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ、これは本当に先ほどから繰り返しますけれども、やっぱりいつ起きるかわからない自然災害ですので、特に津波は震源地が近ければ近いほど対応がとおけると生命、財産が脅かされるのは御承知のとおりだと思いますので、ぜひ強力に、県、国から取れるものは取ってしっかりと整備していただくことをお願いして終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）平成22年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,991万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年1月17日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいんですけども、今回の予算の補正は、先ほど申し上げました主に国の緊急総合経済対策によるきめ細かな交付金を財源とした1,450万円の増額補正となっております。

まず歳入のほうでございますが、4款繰入金1,450万円の増でございますが、これは一般会計からの繰入金1,450万円となっております。

それから2ページをお開きいただきたいと思いますが、第1款簡易水道総務費1,541万5,000円の増となっております。

それから4款予備費で91万5,000円を減額してそれに対応しております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ1,888万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年1月17日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

今回の予算の補正は、浄化センターの竣工記念式典、それから公共下水道の供用開始による使用料等で58万8,000円の増額補正となっております。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、歳入のほうで繰入金53万5,000円の増となっております。これは一般会計からの繰入金でございます。

そして2ページをお開きいただきたいと思いますが、歳出でございます。第1款公共下水道事業総務費54万1,000円の増となっております。これは主に浄化センターの竣工記念式典の委託料となっております。

なお、詳細につきましては、担当課長から委員会等で説明させますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま

した。

-
- 議長（金城 勇） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。
(午前10時44分)

-
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前10時48分)

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に東 武久議員、副委員長に宮城辰徳議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

-
- 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。
(午前10時48分)

-
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 3時23分)

◎日程の追加

- 議長（金城 勇） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年1月17日

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第1号	大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第1号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、企画観光課長及び総務課長の出席を求め、本日10時35分開会予定を10時55分に繰り下げて審査をいたしました。

議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例について報告いたします。

本案の基金は、経済対策・地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業のこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくり)に対する強化を図るための財源であります。

なお、交付金を基金の積み立ての財源とする場合の要件は、基金の積立金は2年以内に全額を取り崩すこととなっております。附則において、本条例は公布の日から施行する。なお、平成25年3月31日限りでその効力を失うこととなっております。

具体的な事業については、地域の雇用拡大につながる事業として、村史編纂補助員、スクールカウンセラー、消費者問題解消相談員の人件費を予定しているとの説明でした。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第1号 大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(金城 勇) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第2号 大宜味村下水道条例についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第2号 大宜味村下水道条例についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号 大宜味村下水道条例についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 追加日程第2 議案第2号 大宜味村下水道条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成23年1月17日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第2号	大宜味村下水道条例	可決 全会一致

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました議案第2号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、建設環境課長及び総務課長の出席を求め、本日午前11時開会予定を午前11時15分に繰り下げて審査をいたしました。

議案第2号 大宜味村下水道条例について報告いたします。

本案は、下水道の管理及び使用の適正化を図るための条例の制定であります。条例の内容については、第1章に総則として、趣旨、用語の定義。第2章に排水設備等として、汚水と雨水の分流、排水施設の接続方法、内径等の規定排水設備等、計画の申請方法から工事实施、検査確認設備の管理義務等を定めています。第3章は公共下水道の使用についての諸届け出等、使用上の基準、適合しない場合の措置、使用料の徴収及び算定、汚水量の算定等も定めています。第4章は下水道施設内において行為の許可等について規定しております。第5章では下水道敷の占用の許可等について規定しています。第6章は条例の施行に関し必要な事項を規則で定め、第7章は罰則規定を定めております。

本条例制定に当たり、使用料の設定については、下水道使用料対象経費である汚水に係る経費、維持管理費及び資本費は下水道使用料で賄うのが原則であるが、塩屋処理区のような小規模処理区においては、汚水処理経費が高くなる傾向にあり、このような状況で汚水処理経費のすべてを直ちに使用者に求めるのは非現実的であると考え、過大な料金設定とならないよう県内の各市町村とのバランス、また簡易水道料金とのバランス、使用者の負担等を勘案し料金設定をしたとの説明でした。

本条例は、平成23年2月1日から施行するとなっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第2号 大宜味村下水道条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号 大宜味村下水道条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 大宜味村下水道条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第2号 大宜味村下水道条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(金城 勇) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第5号 大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第5号 大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算についてを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算についてを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第3号～議案第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(金城 勇) 追加日程第3 議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、追加日程第4 議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び追加日程第5 議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成23年1月17日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第3号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第4号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第5号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(東 武久予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(東 武久) ただいま議題となりました議案第3号、議案第4号及び議案第5号の3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告をいたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午後2時から審査を行いました。

議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第3号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。
討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第4号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報
告のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告
に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について討論を行います。
討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第5号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の
報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(金城 勇) 次に議員派遣の件についてを日程に追加し、追加日程第6として議題としたい
と思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しまし
た。

◎議員派遣の件

- 議長（金城 勇） 追加日程第6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成23年1月17日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 件名：新人議員研修会

- (1) 目的 町村議会議員の資質向上に資するため
- (2) 派遣場所 那覇市（自治会館）
- (3) 期間 平成23年1月26日（水）
- (4) 派遣議員 宮城辰徳、前田 孝、安里重和

2. 件名：沖縄県町村議会議員研修会

- (1) 目的 町村議会議員の資質向上に資するため
- (2) 派遣場所 浦添市（てだこホール）
- (3) 期間 平成23年2月17日（木）
- (4) 派遣議員 全議員

-
- 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成23年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

(午後 3時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員